

税制改革の背景

4月13日調査分析部会

中里 実

一 租税制度に関する法原則の基本的な整理

1 租税制度の意味

収入の確保

この収入目的（＝財政目的）の追求は本源的

それ故に、憲法30条は、納税の義務を定めている

付随的に何らかの政策目的実現のための手段として用いられることがある

これは租税制度が家計や企業の活動に影響を与える点に着目したもの

2 収入目的の追求にあたって

法律に基づいて課税を行うことが必要（憲法84条）

納税者の取り扱いが公平であることが必要（憲法14条）

不必要に経済効率を損なわないことが必要

3 政策目的の追求にあたって

その有効性の吟味が必須である

税制でできることとできないことの峻別が必要

政策目的の追求にあたり不平等な取扱いを作り出すのが租税特別措置

シャープ勧告以来、望ましくないものとされてきた

二 課税上の差異が存在する際に引き起こされる裁定取引

1 法律で定めればそのとおりの課税が行われるとは限らない

ループホールの存在や執行の限界から、裁定取引が引き起こされる

2 課税上の差異が存在すると、それを利用した裁定取引が行われる

課税なし ⇒ 課税上の差異の導入 ⇒ 裁定取引後

A	10%	5% (税引前 10%)	7% (税引前 14%)
---	-----	--------------	--------------

B	10%	10% (税引前 10%)	7% (税引前 7%)
---	-----	---------------	-------------

裁定取引の結果、非課税プロジェクトにも課税の効果が及ぶ(implicit tax)

人的に非課税の納税者は、課税プロジェクト A に投資すると収益率が高い

結果として、課税資産は非課税納税者に集中する (tax clientele)

他が課税される時に特定の者のみ非課税となれば、収益率は上昇する

課税上の差異は、課税逃れを生み出す（テクニックは粉飾と類似）

3 租税制度が複雑であればあるほど、裁定の機会は増加する

簡素な税制は、裁定の機会を減少させ、公平性・中立性にも資する

裁定取引を引き起こしにくい租税制度の確立が重要である

三 現代の税制改革の潮流

1 最適課税論的な状況

裁定取引を引き起こしにくい租税制度への移行

- ・ 個人段階で徴収される租税から、企業段階で徴収される租税への流れ
(法人税、消費税、源泉徴収所得税等。社会保険料も同様)
- ・ 企業段階で徴収される租税の内部におけるシフト

投資コストを高める租税から、そうでない租税へのシフト

金融所得(比例税率)対 給与所得・事業所得(累進税率)

法人所得と付加価値

2 法的には、租税原則は標語として重要であるが、それ以上のものではない 公平 逃れにくい税制の確立を考えると「公正」といってもよい

中立というか成長というかは、一定程度は言葉の問題

経済効率のみからは累進税率より累退税率がいいという議論さえある

経済活動を害さないというところが、最低限の要請

簡素 コンプライアンスコストの削減は常に必要

いかなる基準をとるにせよ、裁定取引を引き起こしにくい租税制度が必要

四 他の分野との関係

1 課税管轄権の意味—課税には管轄権の制限があることから裁定取引を誘発

(1) 国際課税

国家の課税管轄権は、国際法により厳しく制限される

国外で調査・徴収を行うと、国際法違反となる

日本国憲法により、国際法が国内法律に優位するとされている結果として

日本の課税権が制限される場合は少なくない

(2) 地方税

地方団体の課税管轄権の衝突を調整しているのが地方税法である

そのような調整がないと、複数の地方団体から課税される事態が生ずる

2 企業会計との関係—日本においては、課税における会計の役割が大きい

(1) トライアングルというのは誤解を招く表現

正確には、三重構造である(企業会計、商法、租税法)

(2) 企業会計における時価主義の浸透に対する租税法の対応の問題

一部についてのみ時価主義

(3) デリバティブ等により生ずる問題点

オフバランスであるが故に、資産と収益の関係がくずれる

利益操作が容易になることにより、裁定取引が容易になる